

第3回 銚田・行方・潮来市ごみ処理広域化総合検討委員会概要

1. 開催日時 平成25年10月3日（木）午前10時～午前12時
2. 開催場所 行方市市役所北浦庁舎 2階第1会議室
3. 出席者 委員16名、事務局3名、コンサルタント2名
4. 検討委員会での協議

議題1	ごみ組成調査（夏季）結果報告について
議題2	現有施設の視察研修アンケート調査集計結果報告について
議題3	広域処理に係る基本的事項について
議題4	その他

第3回協議では、上記議題のそれぞれの内容について、事務局より委員に対して説明し、協議・検討を行いました。各議題の内容と協議・検討結果の決定事項について以下に示します。

議題1 ごみ組成調査（夏季）結果報告について

平成25年7月18日～7月26日（この間の4日間）にごみ組成調査（夏季）を実施しました。

この調査では、ごみの中に含まれる資源物の量を明確にし、分別排出に対する市民の協力状況、分別することによりどの程度ごみが減り、資源化できるか、新たに資源化すべき廃棄物、適正処理を図るべき廃棄物等の割合及び量を把握しました。

調査結果のまとめは以下のとおりです。

【可燃ごみ】

- (1) 家庭系・事業系に関わらず、可燃ごみへの不燃ごみの混入は少なくなっていました。
- (2) 家庭系・事業系に関わらず、可燃ごみのほとんどを厨芥類と紙類が占めていました。
ただし、厨芥類と紙類の比率は市により異なり、特別な傾向等は確認されませんでした。
- (3) 現在資源として指定されている古紙の可燃ごみへの混入は、以下のケースを除き、ほとんど確認されなかったことから、資源古紙の分別はかなり良好と判断されました。

- ・銚田市：事業系可燃ごみへの段ボールの混入
- ・行方市：家庭系可燃ごみへの段ボールの混入
- ・潮来市：家庭系可燃ごみへの新聞の混入

また、3市とも事業系ごみにおいて、OA用紙の混入は少なく、シュレッダー紙の混入はゼロであったことから、オフィス等での古紙の分別はかなり良好と判断されました。

- (4) プラ製容器包装については、資源として指定されているペットボトル、店頭回収が行われている白色トレイの混入は、3市とも少なかったことから、資源としての分別はかなり良好と判断されました。

また、これら以外のプラ製容器包装を既に資源として指定している潮来市では、他の2市と

比べてプラ製容器包装の比率が低くなっていました。

- (5) 以上の結果より、紙類、プラ類とも、現在資源物として指定されているものは、家庭や事業所においてきちんと分別されていると考えられました。
- (6) 家庭系可燃ごみにおいて、草木類と布類の比率が市により異なるのは、これらは常時一定量が排出されるものではないためと考えられました。

【不燃ごみ】

- (7) 家庭系・事業系に関わらず、不燃ごみは常時一定量が排出されるものではなく、ある程度まとまってからごみ出しされると思われるため、ごみ組成（特にガラス、陶器、小型家電製品等の比率）は市により異なり、特別な傾向等は確認されませんでした。
- (8) 家庭系・事業系に関わらず、以下の2点の徹底が必要と判断されました。
 - ・プラスチック製品の可燃ごみとしての排出の徹底
 - ・資源として指定されているビン・缶の分別徹底（ドリンク剤の茶ビンなど）また、家庭系の不燃ごみに混入していたビン・缶は、資源物指定されていないもの（調味料のビン、缶詰の缶など）が多かったため、これらの扱いが今後の課題です。
- (9) 医療系廃棄物は、潮来市の事業系可燃ごみのみから確認されました。

議題2 現有施設の視察研修アンケート調査集計結果報告について

8月20日の視察研修の終了後、参加者に簡単なアンケートを行い、以下の事項を調査しました。

- ①ごみ処理施設でのごみ処理の状況
- ②3市のごみ処理施設の状況（施設の更新や大規模修繕が必要であること）
- ③3市でごみの分別区分・排出方法が異なるため、それぞれのごみ処理施設において資源物の処理の仕方が異なること

この結果、①と③については回答者全員から理解を得ることが出来ました。また、②についても、回答者のほとんどから理解を得ることが出来ました。

施設の現状から、3市での広域処理の必要性と広域処理に際して分別区分を統一する必要があることについて、共通認識を図ることができました。

議題3 広域処理に係る基本的事項について

3市におけるごみの広域処理に際しては、ごみの減量 [リデュース] の推進を第一とし、排出されたごみはできるだけ再使用 [リユース]・再生利用 [リサイクル] に回す、という『3R原則』を基本として、各種の取組を検討していくことを確認しました。

【3R原則の概略】

廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
再生利用 (Recycle リサイクル) ※マテリアルリサイクル	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。

このことを踏まえ、効果的・効率的なごみ処理体制の構築に向けて協議・検討を行い、3市でのごみの分別区分は、以下に示す方向で統一することとしました。

【可燃ごみ・不燃ごみの処理の方向】

区 分	具 体 的 な 内 容
可燃ごみ	ごみ組成調査の結果、可燃ごみへの不燃ごみの混入は少なく、資源ごみの分別もかなり良好と判断されました。今後も引き続き、可燃ごみに不燃ごみや資源ごみ等が混入しないよう広報・啓発を継続します。
	可燃ごみにおいて最も量の多い「厨芥類（生ごみ）」については、行政として堆肥化等の資源化処理は行いませんが、生ごみの減量のため、以下の取り組みを行うことを基本とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみを作らない取り組みの推進（未利用食品を出さない、安いからといって買いすぎない、料理は適量を作る、食べ残しをしないなど） ・生ごみの水切り徹底 ・生ごみの自家処理の推進
	草木類は、季節による排出量の変動が大きく、一定の量が定期的に排出されるものではないため、行政での資源化は行わないこととします。
不燃ごみ	缶類は資源物の分別区分とします。ごみ組成調査の結果、可燃ごみや資源ごみの混入が目立ったため、分別排出を徹底させます。 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品（容器包装ではない） ⇒ 可燃ごみ ・ドリンク剤の小さな茶ビン ⇒ 資源ごみ

【資源ごみの分別区分の方向】

区 分	具 体 的 な 内 容
古紙類	新聞、雑誌、段ボール、紙パックに、新たに雑紙（「紙製容器包装」：  マークのついている紙、及びその他の資源化可能な紙類）を加えます。
布類	潮来市の取り組みを基本として、布類を資源ごみとする方向で検討します。県内の多くの自治体では「布類」を資源ごみとして扱っています。
ビン、缶、ペットボトル	<u>飲食用</u> のビン、缶も資源化の対象とする方向で検討します。 現在、銚田市（銚田・大洋地区）では「缶（飲料用の缶・缶詰の缶）」、行方市では「缶詰の缶」、潮来市では「調味料・食品のビン」「缶詰の缶」が不燃ごみとして指定されていますが、不燃ごみとして排出され、ごみ処理施設で処理された後、資源化されている現状を踏まえ、将来的には資源ごみとして指定します。 （ビン・缶の分別区分の現状は次ページの表参照。） ペットボトルは、本体、キャップ、包装の3つに区分して排出します。
発泡スチロールトレイ	分別区分は設けず、スーパーの店頭回収など既存の民間ルートを利用した回収・資源化を活用します。
プラ製容器包装	「プラ製容器包装」（  マークのついているプラ製容器）については、現時点では未確定であり、①新たに資源ごみ指定する場合、②可燃ごみとして扱う場合 の両方について検討します。
有害ごみ	蛍光管、電球、乾電池、水銀体温計及び鉛（釣り具）とします。 鏡は不燃ごみとします（現在、鏡に水銀が含まれる可能性はほぼゼロです）。
小型家電製品	現時点では未確定であり、①分別せずに不燃ごみとして回収し、処理施設でピックアップして資源化、②販売店回収による資源化 の両方について検討します。

【飲食用のビン、缶の分別区分（平成 25 年度現在）】

対 象 物		銚田市		行方市	潮来市
		銚田・ 大洋地区	旭地区		
ビン	飲料用ビン	資源物	資源物	資源物	資源物
	調味料のビン	資源物	資源物	資源物	不燃ごみ
缶	飲料用缶	不燃ごみ	資源物	資源物	資源物
	缶詰の缶	不燃ごみ	資源物	不燃ごみ	不燃ごみ

議題 4 その他

次回の検討委員会第 4 回協議は、平成 25 年 11 月 11 日に実施することを確認しました。

以上